

# 第7章 中学生になったら(なる時)

(担当:豊富町教育委員会 TEL82-1355)

## 中学校の入学手続き

### ①入学通知書

小学校6年生を対象に、1月下旬頃に教育委員会から中学校入学通知書が送付されます。

- ・入学通知書が届かない。
- ・住所を異動(町内・町外)した。
- ・これから住所を異動する予定がある。
- ・記載事項に誤りがある。

連絡

教育委員会へ!

### ②学校説明会

中学校に入学するお子さんのいる世帯に、2月中下旬頃までに中学校入学の説明会の通知が送付されます。

なお、通知が来ない場合には、入学通知書に記載された入学する中学校へ連絡して下さい。

## 小規模特認校制度

小規模特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模校で、児童・生徒の心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で豊かな人間性を培いたいという豊富町内の児童生徒で保護者の希望がある場合に、住所変更をすることなく、正規の通学区域を越える通学を一定の条件のもとに認める制度です。

豊富町教育委員会では、兜沼小中学校を「小規模特認校」に指定しています。

募集定員 各学年5名  
募集期間 毎年9月1日から10月31日

## 通学区域の学校の変更及び区域外通学

就学校の指定及び通学区域は、住所を基に定めており、基本的には居住している住所により学校は指定されます。

ただし、学校教育法施行令第8条の規定により、適正な理由と認められる場合には、保護者の申立てによりその指定した就学校の変更や在学学校を変更することができます。

(申立先)豊富町教育委員会

## 中学校の転校手続き

### (1)当町での手続き

#### ① 豊富の学校での手続き

- ・在学証明書の発行
- ・転学生徒教科用図書給与証明書の発行(町内転校の場合は不要)
- ・PTA安全互助会加入証明書
- ・給食費、PTA会費、学級費、貯金等の整理
- ・その他、学級関係(氏名印、健康カード、成績物等)

- #### ② 豊富町役場に行って、転出証明書をもらいます。
- ※ 豊富町教育委員会での手続きは、ありません。

### (2)移転先での手続き

- #### ① 移転先の市町村役場に行って、転出証明書を提出し、住民登録をします。
- #### ② 移転先の市町村教育委員会に在学証明書を提示し、入学通知書をもらいます。
- #### ③ 入学通知書に記載されている学校に行き、次の書類を提出して、入学の手続きを完了します。

- ・入学通知書
- ・在学証明書
- ・転学生徒教科用図書給与証明書(町内転校の場合は不要)

### (3)転入に伴う転校手続き

- #### ① 転入してすぐ新入学になる場合の手続きは、直接教育委員会へ。
- #### ② 在学中での転入手続きについては、上記(1)、(2)と同様の手続きとなります。

## 医療費の助成制度

- #### ①乳幼児等医療費の助成:4ページ参照
- #### ②重度心身障害者医療費の助成:28ページ参照
- #### ③ひとり親家庭等医療費の助成:29ページ参照



## 児童手当等

### ①児童手当:3ページ参照

児童手当は、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

### ②児童扶養手当:29ページ参照

ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

(担当:豊富町教育委員会 Tel82-1355)

## 中学生学校給食費の軽減

2024年4月より、子育て世帯の負担軽減を目的として給食費の半額減免を実施しています。

参考 年間68,000円 → 年間34,000円

## 就学支援

### (1)要保護及び準要保護児童生徒就学援助

#### ① 要保護者へ

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であり、教育扶助を受けている方への就学に必要な援助を行います。

#### ② 準要保護者へ

要保護者に準じる程度に保護者が困窮している方への就学に必要な援助を行います。

### (2)特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、特別な支援を必要とする児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を行います。

(対象経費)

- ・ 修学旅行費、学用品費、学校給食費など

